

## 産業保健 Q &amp; A (事業場の定義)

No.	質問	回答例
1	・「事業場」の定義を教えてください。	<p>・厚労省「発基第91号」(昭和47年9月18日付)に「事業場の範囲」が示されています。</p> <p><b>【事業場の範囲】</b></p> <p>この法律は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定を適用することにしており、この法律による事業場の適用単位の考え方は、労働基準法における考え方と同一である。すなわち、ここで事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のごとく一定の場所において相関連する組織のもとに継続的に行なわれる作業の一体をいう。</p> <p>したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によつて決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とするものである。</p> <p>しかし、同一場所にあつても、著しく労働の態様を異にする部門が存する場合に、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによつてこの法律がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとする。たとえば、工場内の診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に附置された給食場等はこれに該当する。</p> <p>また、場所的に分散しているものであつても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うものとする。</p>

### 産業保健Q & A (法規通達等改正関連)

No.	質問	回答例
1	・騒音のガイドラインが変わったと聞きました、何が変わったのか概要を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"><li>・作業環境測定の一部に個人ばく露測定が導入されました。</li><li>・健康診断ではオーディオメーターによる聴力検査で周波数6000Hzの検査が追加されています。</li><li>・作業環境を改善するための措置を講じた結果、第Ⅰ管理区分とならない場合又は等価騒音レベルが85 dB未満とならない場合は、騒音作業に従事する時間の短縮を検討することになりますが、今回の改定により騒音レベルに応じた具体的な作業時間管理の基準が騒音の許容基準に基づいて明示されました。</li><li>・騒音作業従事者への教育科目が簡素化された一方で騒音障害防止対策管理者の選任と当該管理者への教育が新たに設けられています。</li></ul>

産業保健Q & A (特別管理物質の作業記録)

No.	質問	回答例
1	<p>・特別管理物質の作業の記録で、「従事した作業の概要」については製品の使用量や使用時間まで詳細に記載したほうが良いでしょうか？</p>	<p>・作業記録には次の2つの役割があると考えています。</p> <p>・1つは健康管理の一環として労働安全衛生法で定められているものです。この作業記録は健康管理の一環として残すものですので「従事した作業の概要」や「作業に従事した期間」が分かればよいと思います。例えば、「A氏は、○月は週に3日間、1日当たり6時間程度、塗料△◇の吹付け塗装作業を行った」という程度の内容でも良いかと思っています。</p> <p>・もう1つは、化学物質に起因する「がん」に罹患した場合等の補償案件・労災案件への対応として残す記録です。この場合は、もう少し詳しく「頻度」と「作業時間」が分かるようにした方がよい気もしますが、同程度でもよいかもしれません。毎日記載するタイプの作業記録は大変かと思えますので簡素化しても良いと思うのですが、「頻度」と「作業時間」は必須です。</p>

産業保健 Q & A (過去の届出書類)

No.	質問	回答例
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督署への届出書類総点検を行っている。</li> <li>・ その中で、昭和50年以前に設置された放射線（γ線）設備一機の安衛法第88条届出書類が保存されていないことが分かった。</li> <li>・ 監督署からの指導対象になると考えてよいでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書類は安衛法では保存義務があるわけではありません。</li> <li>・ 監督署でも昭和50年以前の届出書類が保存されている可能性は低いと思います。</li> <li>・ 届出を行ったのか、行っていないのか、証拠となるものが会社にも監督署にも残っていないということになるので是正勧告に繋がる可能性は低いと思います。</li> <li>・ 改めて届出をしておいて下さいという話になったとしても、監督署からの是正勧告という扱いはならないと思います。</li> </ul>